

令和 4 年度事業実施計画の進捗状況

1 被害防止対策の推進

令和 4 年度事業実施計画	進捗状況
<p>(1) 人身被害の防止</p> <p>《道民等に対する注意喚起》</p> <p>昨年度、札幌市東区や旭川市の中心部にヒグマが出没したことをはじめ、全道各地で人の生活圏へ出没や人身事故が増加した状況を踏まえ、特に市街地などこれまでヒグマが出没していなかった地域や出没に慣れていない地域の住民、さらには道外から来道される観光客などに対して、ヒグマの生態やヒグマ管理の基本的な考え方について周知、理解の促進を図るため、緊急普及啓発事業として、ヒグマシンポジウムやヒグマパネル展をはじめとするイベント等を開催【7月～11月】</p>	<p>○ヒグマパネル展の開催</p> <p>①日時：令和4年7月16日～7月22日 場所：チカホ北1条イベントスペース 来場者数：11,038名</p> <p>②日時：令和4年9月16日、9月20日 場所：道庁1階特設展示場 来場者数：未集計</p> <p>○シンポジウムの開催</p> <p>日時：令和4年8月20日 場所：札幌テレビ放送 STV ホール 内容：基調講演、寸劇、パネルディスカッション</p> <p>○シンポジウムとパネル展の動画作成（SNSで広告、YouTubeで公開）</p> <p>○ラジオコマーシャル（HBC、STV 7/11～11/30）</p> <p>○ラジオパブリシティ（HBC、STV 12回うち3回に職員出演）</p> <p>○テレビパブリシティ（STV 1回 職員出演）</p> <p>○普及啓発チラシ作成（市町村やアウトドアショップ等に配布）</p>
<p>（総合）振興局管内でのパネルリレーの実施【通年】</p>	<p>○8振興局（空知、石狩、後志、渡島、留萌、オホーツク、十勝、釧路）で実施</p>
<p>ヒグマに出遭わないための基本的なルールやヒグマの生態などについて、パンフレットや広報誌、インターネット等の各種広報媒体を通じた周知【通年】</p>	<p>○リーフレット 15,000部作製し振興局を通じて市町村等に配布</p>
<p>インターネットやSNSを活用したヒグマ出沒情報の提供【通年】</p>	<p>○ツイッターの発信</p> <p>○道警が発信したツイッターのリツイート</p> <p>○Yahoo 防災の発信</p>
<p>山野に入る機会が多くなる春と秋に「ヒグマ注意特別期間」を設定し、注意喚起、巡視活動</p>	<p>○春の注意特別期間（4月1日～5月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、Yahoo 防災、ツイッターによる周知

	<p>を強化【春の注意特別期間 4～5 月、秋の注意特別期間 9～10 月】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6月3日中山峠において、道警、札幌市と合同で入山者に対する啓発を実施 <p>○秋の注意特別期間（9月3日～10月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、Yahoo 防災、ツイッターによる周知 ・9月14日藻岩山登山口において、道警、札幌市と合同で入山者に対する啓発を実施 												
	<p>道内でヒグマによる人身事故等が発生した場合に、注意報等を発表するとともに具体的な対応策を進めることで、道民等にヒグマに対する積極的な注意喚起を促し、更なる被害発生、拡大等を防止【通年】</p>	<p>○北海道ヒグマ注意報等の発出（5月1日から運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意報（5件） <ul style="list-style-type: none"> ① 札幌市：4/1～4/30 ② 新十津川町・滝川市・砂川市：6/7～7/6 ③ 松前町：7/15～8/14 ④ 旭川市・東神楽町・東川町の一部：8/8～9/7 ⑤ 札幌市南区硬石山周辺：8/15～9/2 ・注意喚起（2件） <ul style="list-style-type: none"> ① 砂川市：8/7～9/2 ② 松前町：8/15～9/2 												
	<p>《特に山林作業者に対する注意喚起》 冬期間の緊急性の高い出没情報を収集し、関係機関で情報共有【1～3月】</p>	<p>○北海道林業事業者を対象に、適切な森林施業と労働安全衛生管理に必要な情報を提供するため水産林務部林業木材課事業体育成係が作成する「森林の玄人」に注意喚起の記事を提供し、配信を依頼（3月号で配信予定）</p>												
	<p>各種広報媒体等を通じた、冬期間における注意喚起【1～3月】</p>	<p>○同上</p>												
<p>(2) 人里への出没対策</p>	<p>出没した際、関係機関が連携した、被害の発生又は被害の拡大防止のための必要な措置に加え、捕獲等の専門家派遣を検討し、助言等を実施。【随時】</p>	<p>○北海道ヒグマ緊急時等専門人材派遣事業の開始 派遣実績（3件）</p> <table border="1" data-bbox="1137 1074 2072 1273"> <thead> <tr> <th>派遣月日</th> <th>派遣先</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月16日</td> <td>砂川市</td> <td>道立砂川子どもの国でのヒグマ対策助言</td> </tr> <tr> <td>11月2日</td> <td>砂川市</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>9月15日～3月31日</td> <td>標茶町</td> <td>OS018 対策を支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>※専門人材：R5.2 現在 11 者（個人及び法人）登録</p>	派遣月日	派遣先	概要	9月16日	砂川市	道立砂川子どもの国でのヒグマ対策助言	11月2日	砂川市	同上	9月15日～3月31日	標茶町	OS018 対策を支援
派遣月日	派遣先	概要												
9月16日	砂川市	道立砂川子どもの国でのヒグマ対策助言												
11月2日	砂川市	同上												
9月15日～3月31日	標茶町	OS018 対策を支援												

	<p>人家近くに誘引するおそれのある廃棄物の適正管理の徹底についての普及啓発【通年】</p> <p>(堅果類結実状況調査の実施) 秋の主要な食物4種(ミズナラ、ブナ、ヤマブドウ、サルナシ)の実なり状況の調査を実施し実なりが悪くヒグマの出没が増えるおそれがあると判断される場合は、広く注意喚起し、被害防止の徹底を図っていくもの。【9月】</p>	<p>○ホームページやラジオ、チラシを通じて広報啓発を実施</p> <p>○令和4年10月調査結果公表 結果：ミズナラは昨年同様、一部地域を除き広範囲で実なりの悪い状況が見られた。 報道発表、ホームページ及びツイッターで公表</p>									
(3) 人身被害発生時の対応	<p>ヒグマ人身事故発生時の対応方針に基づき発生状況に応じて、関係機関が連携し地域住民への注意喚起を行うなど、加害個体による二次被害の発生等を防ぐための取組を行う。</p> <p>また、現地調査等による人身事故の発生原因等の検証及び概要の公表を行い、事故防止策に活用する。</p> <p>また、ヒグマによる人身事故等が発生した時には、注意報等の発表を行い、道民への注意喚起を行う。【随時】</p>	<p>○発生状況(2件)</p> <table border="1" data-bbox="1115 507 2074 608"> <thead> <tr> <th>発生日</th> <th>発生場所</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月5日</td> <td>滝上町</td> <td>ヒグマの有害駆除中に襲われ1名負傷</td> </tr> <tr> <td>7月15日</td> <td>松前町</td> <td>畑作業中に遭遇し2名負傷</td> </tr> </tbody> </table> <p>・報道発表、ホームページ、ツイッター、Yahoo 防災による注意喚起 ・北海道ヒグマ注意報等を発出 ・道総研に現地調査を依頼し、発生原因等の検証を実施</p>	発生日	発生場所	概要	7月5日	滝上町	ヒグマの有害駆除中に襲われ1名負傷	7月15日	松前町	畑作業中に遭遇し2名負傷
発生日	発生場所	概要									
7月5日	滝上町	ヒグマの有害駆除中に襲われ1名負傷									
7月15日	松前町	畑作業中に遭遇し2名負傷									
(4) 農業被害の防止	<p>電気柵の設置促進、農地周辺の刈り払いなど侵入経路の管理や誘引物の適正管理の指導について、電気柵メーカーの協力を得ながら農政部局や市町村等と連携して普及に努める。【通年】</p>	<p>○市町村地域協議会等において、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、被害防止計画に基づく農作物被害の防止・軽減を図るための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置 ・捕獲機材(箱わな)の導入 ・有害捕獲活動経費の支援 									
(5) 狩猟期間等の見直し検討	<p>問題個体の発生を抑制させるための方策として、地域個体群の捕獲上限数に余裕のある地域において、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定し、承認を受けた場合は狩猟を行えるようにするなど、狩猟期間の見直しをはじめとする捕獲対策のあり方などについて検討を行う。</p> <p>当該検討にあたっては、学識経験者等を構成員とする北海道ヒグマ保護管理検討会に加え、捕獲実務者などで構成された検討部会を設置し対応する。【通年】</p>	<p>○「ヒグマ保護管理検討会」の下に「ヒグマ捕獲のあり方検討部会」を設置し、問題個体の発生を抑制するための方策等を検討(3回)</p> <p>【部会とりまとめ概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残雪期より、速やかに着手できる許可捕獲の強化を実施するとともに、行政手続に時間を要する狩猟期間の見直しを開始すべき(検討会了承) <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年1月に、残雪期における許可捕獲の方針を策定 ・R5年2月以降、人里周辺の穴狩り、親子連れの捕獲を認める「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」開始 ・個体数調整の可能性やあり方については、引き続き、検討 									

<p>(6) 問題個体数の動向把握</p>	<p>迅速に市町村など関係者間で情報共有することができるシステムを活用し、出没情報及び被害発生状況の情報等を収集し、速やかに研究機関（道総研）に提供する。 研究機関（道総研）は、提供された情報を解析し、問題個体数の把握を行う。 R4年度においては、直近のデータ（R2）の解析を優先的に進めるとともに、順次過去データの解析を実施し、今後、保護管理における評価手法として問題個体に係るデータをどのように取り扱うかなどについての検討を段階的に進める。【通年】</p>	<p>○道総研で分析を実施</p>
-----------------------	--	-------------------

2 調査研究とモニタリング

<p>(1) 個体数指数の動向調査</p>	<p>ヒグマ捕獲票による捕獲情報の収集【随時】</p>	<p>○各振興局から報告のあった捕獲票を基に狩猟や許可捕獲による人為的死亡率を推定</p>
	<p>広域痕跡調査の実施【6～11月】</p>	<p>○森林地域で一定距離ごとの痕跡発見数（糞・足跡・食痕/Km）を記録し、当該地域の長期間の増減傾向を推定</p>
	<p>R5以降実施を予定する個体数把握調査（ヘアトラップ、カメラトラップ調査等）に向けた予備調査実施【R4】</p>	<p>○11月4日から11月28日にかけて上ノ国町及び松前町で現地調査を行い、72箇所を設置位置を選定</p>
	<p>ヒグマにおけるカメラトラップ法等、新たな調査手法構築に向けた検討検証事業実施【R4】</p>	<p>○ヒグマ個体識別技術の検討検証 画像や各種センサー情報などから取得できるセンシングデータを活用するとともに、AI等のデータサイエンス技術を用いて、ヒグマ個体識別手法の検討検証を実施 ○個体識別精度の検討検証 上記で検討検証を行ったヒグマ個体識別手法について、ヘア・トラップ調査等による他の個体識別手法との比較により識別精度向上に向けた検討検証を実施</p>
<p>(2) 捕獲個体分析調査</p>	<p>捕獲個体試料からの年齢及び食性等の把握【随時】</p>	<p>○捕獲個体資料から分析を実施</p>

(3) 問題個体の動向調査	市町村等からのヒグマの出没情報及び被害発生状況の情報の収集及び研究機関（道総研）への提供【通年】	○市町村等からのヒグマの出没情報等については、随時道総研に対し情報提供するとともに、人身被害2件（滝上町、松前町）は速やかに現地調査を依頼
(4) 生息環境調査	堅果類結実状況調査の実施【9月】	○令和4年10月調査結果公表 ・ミズナラは昨年同様、一部地域を除き広範囲で実なりの悪い状況が見られた ・道ホームページ、ツイッターで公表

3 総捕獲数管理

北海道管理計画（第2期）に基づいて、それぞれの地域毎に管理措置を実施する。令和4年度の管理措置については、別紙1のとおりとする。【通年】
 なお、地域別捕獲上限数の確認及び令和5年度事業実施計画及び管理措置の策定に向け、下記の表に、令和4年度のメス捕獲実績（速報値）を入力し、計画期間中のメス捕獲上限到達割合を把握し、総捕獲数管理として適切な対応を行う。

○令和4年度のメス捕獲実績（速報値）は以下のとおり。

地域名	R2 個体数 中央値	計画期間 総メス 捕獲上限数	計画期間中の メス捕獲実績 (速報値)	計画期間内 メス捕獲上限 到達割合 (%)
渡島半島	1,840	500		
積丹・恵庭	760	60		
天塩・増毛	850	60		
道東・ 宗谷西部	2,330	600		
道東・ 宗谷東部	1,650	275		
日高・夕張	4,260	825		



地域名	計画期間中の メス捕獲実績 (速報値)	計画期間内 メス捕獲上限 到達割合 (%)
渡島半島	48	9.6
積丹・恵庭	7	11.7
天塩・増毛	5	8.3
道東・ 宗谷西部	78	13
道東・ 宗谷東部	45	16.4
日高・夕張	59	7.2

4 体制構築に向けた取組

<p>(1) 地域連絡協議会</p>	<p>各（総合）振興局管内を単位として設置されている地域連絡協議会を開催するとともに、コーディネーター役として地元関係機関の連携及び情報の共有、連絡調整の円滑化促進を図る。【年1回以上、随時開催】</p> <p>また、各（総合）振興局は、市街地出没時における対応訓練の実施、地域版実施計画（アクションプラン）の策定に向けた準備、調整を進める。【R4～随時】</p>	<p>○地域連絡協議会の開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施済み 3 振興局 ・2月～3月実施予定 11 振興局 <p>○（総合）振興局では、ヒグマ管理計画に基づき、関係機関による防除方針等の認識共有、捕獲体制の整備、住民への情報伝達市街地出没時の対応訓練の実施などを記した、地域における実施計画を策定</p> <p>令和5年3月末までに全14振興局で実施計画を策定予定（策定作業中）</p>
<p>(2) ICT を活用したヒグマに強い地域づくり実証モデル事業</p>	<p>ICTを活用した机上調査（衛星画像、地形図等）と現地調査（ドローン、自動撮影カメラ等）によるヒグマ出没経路抽出手法、効果的な遮断方法、及びAI深層学習による個体識別技術検討検証等を実施する。【R4】</p>	<p>○ヒグマによるあつれきに対処するため、ICT等を活用しヒグマの出没経路や重点監視エリア等をGIS上で抽出する方法等を検証するモデル事業を実施（委託期間：令和4年6月～令和5年3月）</p> <p>【対象地域】</p> <p>札幌市、三笠市、紋別市</p> <p>【現在の状況（成果）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ市街地出没を監視する「重点監視エリア」を抽出 ・札幌市での成果は、環境省事業※にも活用 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重点管理エリア」抽出手法をマニュアル化 ・引き続き、別地域・別環境で事業を実施し、知見を深める。
<p>(3) 北海道ヒグマ保護管理検討会</p>	<p>本計画を科学的及び専門的知見に基づき推進するため、学識経験者等からなる北海道ヒグマ保護管理検討会を開催し、現況個体数水準の検証や計画の進捗状況等についての分析・評価を行う。【年2回 開催予定】</p>	<p>○第1回 12月20日開催</p> <p>議題 (1) 人里周辺に出没する個体の発生抑制について (2) 個体数調整の可能性やあり方などについて</p> <p>上記議題等について検討</p> <p>○第2回 2月3日開催</p> <p>議題 個体数調整の可能性やあり方などについて</p>
<p>(4) ヒグマ保護管理人材育成研修会</p>	<p>振興局職員、市町村職員等を対象に、知識及び技術の向上を図り、地域における総合的なヒグマ対策の保護管理の担い手を育成するための研修会を開催する。【通年】</p>	<p>○ヒグマ対策に必要な管理体制の構築を推進するため、地域における総合的なヒグマの管理保護の育成を目的に、振興局、市町村、警察等を対象とした研修・机上訓練を道内8カ所を実施</p>

		【開催状況】			
		実施月日	実施地域	実施月日	実施地域
		8/23～8/24	宗谷	10/26～10/27	十勝
		8/30～8/31	釧路	11/1～11/2	渡島
		9/26～9/27	オホーツク	11/7～11/8	上川
		10/20～10/21	石狩	11/10～11/11	胆振
(5) ヒグマ対策技術者育成のための捕獲	ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的に実施する。計画の地域区分や振興局の管轄区域等を基に実施地域単位を定め、個別に実施期間や区域、捕獲上限頭数、安全の確保等を定めた実施方針を策定し、関係機関と連携してヒグマ捕獲技術者の育成に努める。【2～5月】	○人里出没抑制等のための春期管理捕獲の開始			
(6) 狩猟者の確保	狩猟免許取得の促進を図る出前教室の開催を通じ、地域の捕獲の担い手確保の促進を図る。【随時開催】	○2振興局で出前教室を開催			
(7) 振興局職員への野生動物研修	道の環境部局新任基礎研修において、野生動物に係るカリキュラムを実施した、保護管理人材の育成【6～9月の間に開催予定】	○ヒグマ管理の対策手法の一つであり、既に他県や道内の一部地域（知床半島）で先行的導入されているゾーニング管理について知識を深めることを目的として研修会を開催 日時：10月31日 場所：かでる2・7			

令和4年度における管理措置について

■ 管理の目標

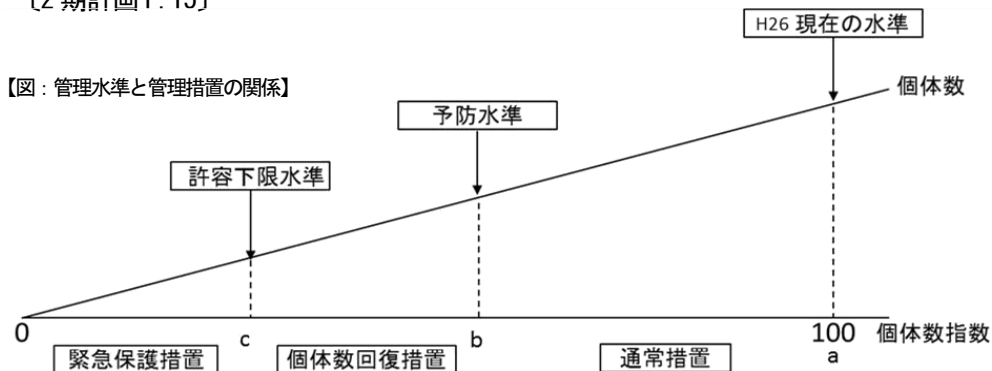
北海道ヒグマ管理計画（第2期(案)）（以下、「2期計画」という。）において、計画の目的の1つである「ヒグマ地域個体群の存続」を達成するため、次の目標を定めている。

各地域個体群の個体数指数を、**予防水準**以下には下げない。〔2期計画 P. 10〕

※ 予 防 水 準：絶滅のおそれが高まることを予防する水準（400 頭）

※ 許容下限水準：遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な個体数（200 頭）

- ・ 地域個体群ごとに平成 26 年現在の推定生息数を基準（個体数指数 100 (=a)）とし、上記の 2 種類の管理水準を定め、その時点の個体数指数の位置に応じて、3 段階の管理措置のいずれかを講ずることとしている。〔2期計画 P. 15〕



個体数指数	管理措置	捕獲上限数
$b \leq \text{個体数指数}$	通常措置	個体数指数が予防水準を下回らないと考えられる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制
$c \leq \text{個体数指数} < b$	個体数回復措置	個体数の増加が期待できる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制することで、個体数の回復を図る
個体数指数 $< c$	緊急保護措置	地域個体群の絶滅を回避するため、狩猟及び許可捕獲を制限することで、総捕獲数を可能な限り抑制

○地域別の捕獲上限数の設定

メスの捕獲が個体群の動向に顕著な影響を与えることから、（中略）令和 13 年時点における絶滅確率を 5% 以下とする捕獲上限数を定め（中略）、計画期間の 5 年間のメスの総捕獲数に上限を設けて管理する。

〔2期計画 P. 17〕

表 1：地域個体群別のメスの捕獲数の状況【 R4. 1. 現在】

地域名	H29	H30	R1	R2	R3	計 H29~R3	1期計画 期間の 上限頭数	1期計画期間内 メス捕獲上限 到達割合(%)	2期計画 上限頭数 (R4~R8捕 獲可能数)	
渡島半島	51	62	61	68	31	273	400	68.3	500	
積丹・恵庭	5	9	10	4	9	37	20	185.0	60	
天塩・増毛	7	3	7	5	8	30	20	150.0	60	
道東・宗谷	西部	92	131	82	112	61	478	600	79.7	600
	東部	50	27	36	21	28	162	200	81.0	275
日高・夕張	65	63	66	81	77	352	750	46.9	825	
合計	270	295	262	291	214	1332	1,990	66.9	2320	

- ・ 積丹・恵庭地域、天塩・増毛地域においては第1期計画期間内のメスの捕獲上限数が超過

○管理方法

計画期間内において、地域個体群ごとに雌雄別捕獲数を把握し、メスの捕獲上限数を超えるおそれが生じたときは、該当する地域個体群の個体数水準を検証するとともに、次のとおり捕獲の抑制を図る。

(ア) 通常措置における捕獲の自粛要請

該当する地域個体群の個体数指数が予防措置水準を下回るおそれがある場合は、狩猟による捕獲の自粛を猟友会等に要請する。 [2期計画 P.18]

- ・ 令和4年度から第2期計画期間となることから、すべての地域で管理措置は通常措置とする。
- ・ 表1から積丹・恵庭地域及び天塩・増毛地域において、第1期計画中のメスの捕獲上限数が超えたが、2期計画別冊参考資料編資料2からは、どちらの地域も個体数指数は予防水準を下回るおそれがあると認められない。

令和5年度における管理措置について【参考】

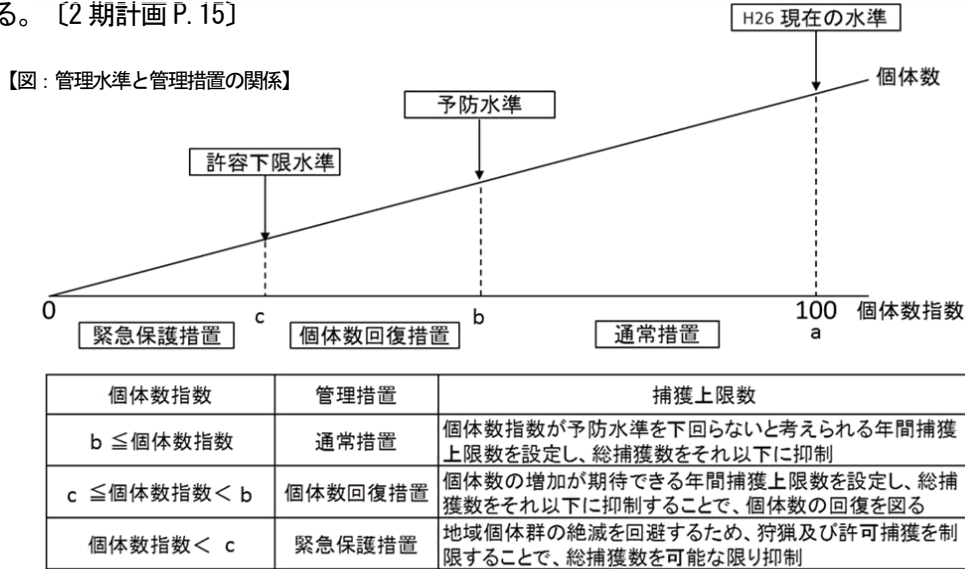
■ 管理の目標

北海道ヒグマ管理計画（第2期(案)）（以下、「2期計画」という。）において、計画の目的の1つである「ヒグマ地域個体群の存続」を達成するため、次の目標を定めている。

各地域個体群の個体数指数を、**予防水準**以下には下げない。〔2期計画 P. 10〕

- ※ 予 防 水 準：絶滅のおそれが高まることを予防する水準（400 頭）
- ※ 許容下限水準：遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な個体数（200 頭）

- ・ 地域個体群ごとに平成 26 年現在の推定生息数を基準（個体数指数 100(=a)）とし、上記の 2 種類の管理水準を定め、その時点の個体数指数の位置に応じて、3段階の管理措置のいずれかを講ずることとしている。〔2期計画 P. 15〕



○地域別の捕獲上限数の設定

メスの捕獲が個体群の動向に顕著な影響を与えることから、（中略）令和 13 年時点における絶滅確率を 5% 以下とする捕獲上限数を定め（中略）、計画期間の 5 年間のメスの総捕獲数に上限を設けて管理する。

〔2期計画 P. 17〕

表 1：地域個体群別のメスの捕獲数の状況【R4. 12 月末. 現在】

地域個体群別のメスの捕獲数の状況について<北海道ヒグマ保護管理計画(第2期)>【速報値R4.12時点】										第1期(H29~R3)計画の地域別メスの捕獲状況について				
地域名	R4	R5	R6	R7	R8	計 R4~R8 (1)	計画期間の上限捕獲数 (2)	捕獲可能頭数 (2)-(1)	計画期間内メス捕獲上限到達割合(%)	第2期(R4~R8)年間平均メス捕獲上限目安 (1年あたり)	第1期(H29~R3)計画期間の上限捕獲数	第1期(H29~R3)メスの合計捕獲数	第1期(H29~R3)メス捕獲上限到達割合(%)	第1期(H29~R3)年間平均メス捕獲数 (1年あたり)
渡島半島	48					48	500	452	9.6	100	400	301	75.3	60
積丹・恵庭	7					7	60	53	11.7	12	20	41	205.0	8
天塩・増毛	5					5	60	55	8.3	12	20	32	160.0	6
道東・宗谷	西部	78				78	600	522	13	120	600	538	89.7	108
	東部	45				45	275	230	16.4	55	200	175	87.5	35
日高・夕張	59					59	825	766	7.2	165	750	377	50.3	75
合計	242	0	0	0	0	242	2,320	2,078	10.4	464	1,990	1,464	73.5	398

- ・ 積丹・恵庭地域、天塩・増毛地域においては第1期計画期間内のメスの捕獲上限数が超過

○管理方法

計画期間内において、地域個体群ごとに雌雄別捕獲数を把握し、メスの捕獲上限数を超えるおそれが生じたときは、該当する地域個体群の個体数水準を検証するとともに、次のとおり捕獲の抑制を図る。

(ア) 通常措置における捕獲の自粛要請

該当する地域個体群の個体数指数が**予防措置水準を下回るおそれがある場合は、狩猟による捕獲の自粛を猟友会等に要請する。**〔2期計画 P. 18〕

(案) 令和5年度については、全ての地域において、メス捕獲上限数に達していないこと踏まえ、すべての地域で管理措置は「通常措置」とする。